

福岡医発第3178号(総)
平成27年2月25日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

公益社団法人福岡県医師会表彰規程による
被表彰者の推薦方依頼について

福岡県医師会表彰規程による会員並びに医療従事者の表彰を6月開催予定の定例代議員会において行います。

つきましては、貴会会員並びに医療従事者で下記事項に該当する方がありましたら別紙により4月17日(金)までにご推薦下さいますようお願い申し上げます。

(別添の様式により、fpma-somu@fukuoka.med.or.jp宛メールにてお送りいただけると幸甚に存じます。)

なお、経歴の通算及び加算は平成27年3月31日までです。

おって、該当者がいない場合もその旨ご連絡願います。

記

1. 国家・社会的に多大の功績があり、本会又は会員の名誉を高めた者
(公益社団法人福岡県医師会表彰規程第2条第1項)
2. 本会の行う事業に関し多大の功績があり、次の各号のいずれかに該当する65歳以上の会員の中から選考する。
 - (1) 郡市医師会役員の経歴が20年以上
 - (2) 本会委員会委員の経歴が20年以上
 - (3) 学校医の経歴が35年以上
 - (4) 診療報酬審査委員の経歴が20年以上
(公益社団法人福岡県医師会表彰規程第2条第3項)
3. 満80歳に達し各医師会より推薦のあった者
(公益社団法人福岡県医師会表彰規程第2条第4項)
平成26年度中(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)に満80歳に達する会員〔昭和9年4月1日～昭和10年3月31日生まれ〕
4. 福岡県医師会医療従事者表彰規程による該当者

但し、

1. 叙勲・褒章・大臣表彰及び日本医師会最高優功賞の受賞者は原則として対象としない。
2. 過去において本賞の受賞者は対象としない。
(公益社団法人福岡県医師会表彰規程第2条第4項は除く)
3. 「経歴」は通算又は加算による。



公益社団法人福岡県医師会表彰規程

（目 的）

第1条 この規程は、福岡県医師会（以下「本会」という。）が表彰を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

（被表彰者）

第2条 本会会員で次の各項に該当する者は、理事会の決議を経て表彰する。

- 1 国家・社会的に多大の功績があり、本会又は会員の名誉を高めた者。
- 2 本会の役員・代議員及び参与で、その任期が通算又は加算により10年間を経過した者。
- 3 本会の行う事業に関し多大の功績があり、次の各号のいずれかに該当する65歳以上の会員の中から選考する。
 - (1) 郡市医師会役員の経歴が20年以上
 - (2) 本会委員会委員の経歴が20年以上
 - (3) 学校医の経歴が35年以上
 - (4) 診療報酬審査委員の経歴が20年以上
- 4 満80歳に達した者。
- 5 前各項に掲げる者のほか、本会事業に特別に貢献した者。

（表彰の方法）

第3条 表彰は、表彰状を授与し、または感謝状を贈呈してこれを行う。

- 1 表彰状は、本会の組織内の者に対し授与する。
- 2 感謝状は、前項以外の者に対し贈呈する。
- 3 前各項にあわせて会長が必要と認めた場合は金一封又は記念品を贈呈することができる。

（表彰の対象）

第4条 次の場合は、原則として対象としない。

- 1 叙勲・褒章・大臣表彰及び日本医師会最高優功賞の受賞者。
- 2 過去において本賞を受賞したもの。（第2条第4項は除く）

（経 歴）

第5条 経歴は、通算又は加算による。

（被表彰者の推薦）

第6条 被表彰者の推薦は、会長又は郡市医師会会長が行う。

（表彰規程の改正）

第7条 本規程の改正は、理事会で決議する。

附 則

（施行期日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

施 行 平成25年4月1日

改 訂 平成26年2月27日

公益社団法人福岡県医師会医療従事者表彰規程

（目 的）

第1条 この規程は、福岡県医師会（以下「本会」という）が医療従事者に対する表彰を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

（被表彰者）

第2条 表彰は、本会並びに郡市医師会の事業推進及び向上発展に特に功績があった、次の各号に該当する医療従事者に対して行う。

- 1 郡市医師会立医師会病院及び臨床検査センターの技術者として25年以上勤務し、県知事表彰を受賞した者
- 2 郡市医師会立看護学校教務として25年以上勤務し、県知事表彰を受賞した者

（被表彰者の推薦）

第3条 被表彰者の推薦は、毎年本会会長が郡市医師会会長に依頼する。

（被表彰者の選考）

第4条 被表彰者の選考は、本会理事会で行う。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、毎年1回別に定める本会会員の表彰と同時に定例代議員会において行う。

付 則

1. 本規程の改廃は本会理事会で行う。
2. 本規程は平成2年7月5日から実施する。

改訂 平成26年2月27日